

HT-204-5

HTTRの新規制基準対応における
設工認審査等の進め方と
今後の予定について

令和2年7月22日

日本原子力研究開発機構 大洗研究所

高温ガス炉研究開発センター

高温工学試験研究炉部

1. はじめに

HTTRは、国際協力を早期に実施するため、令和2年度内の運転再開を目指している。HTTRでは、これまで原子力規制庁の安全審査にレスポンス良く対応し、原子炉設置変更許可（以下、「許可」という）審査時においては、後段規制の整理等も可能な限り並行して進めてきた。今後も原子力規制庁の安全審査に真摯に対応していく所存である。

HTTRでは、令和2年6月3日に許可を取得し、現在、原子力規制庁において設工認審査を進めていただいている。設工認審査においては、許可審査時に実施した後段規制の整理等が審査を効率的に進める材料として有効に機能していると考えている。この結果、令和2年7月6日の審査会合にて4分割申請している設工認のうち、設工認(第2回)及び設工認(第3回)に関する説明を終え、令和2年7月20日に補正申請を実施したところである。また、設工認(第1回)については、補正申請を8月下旬～9月上旬に予定しているが、技術的な議論は残されていないと考えている。

一方、設工認(第4回)については、耐震評価をはじめ、審査いただく内容が膨大であることから、現在、ヒアリング等で事実確認をいただいております。HTTRとしてはレスポンスの良い審査対応を継続し、適切な時期に補正申請を実施する予定である。

また、保安規定についても、許可審査や設工認審査において保安規定に記載すべき内容を可能な限り明確にするよう努めていることから、その内容を整理し、補正申請を実施することで、議論は生じないものと考えている。

2. HTTRの設工認の優先順位、工事計画の変更及び運転再開スケジュール

4分割申請している設工認のうち、設工認(第1回)と設工認(第2回)については工事を予定している。HTTRで申請している設工認の審査優先順位は、以前より原子力規制庁へ説明しているとおり、第1位：設工認(第2回)、第2位：設工認(第1回)、第3位：設工認(第4回)、第4位：設工認(第3回)の順である。設工認(第2回)及び設工認(第1回)については、工事を伴うことから、優先順位を高く設定し、残りの設工認のうち、設工認(第4回)については設工認(第3回)に比べ、内容が膨大であることから第3位としている。

工事計画については、令和元年11月25日に公表した「新規制基準対応の想定スケジュール」において、令和2年1月に許可取得、同年4月から内部火災対策工事を実施する予定としていた。しかし、許可取得時期の遅延により、工事期間の最も長い内部火災対策工事を複数箇所同時並行で行うことに工事計画を変更し、工事期間を6か月から4か月に圧縮した許可(工事計画)の補正を令和2年1月に申請した。

一方、令和2年2月19日に原子力施設に係る審査全般の改善策として精緻な審査を実施することが原子力規制委員会にて決定され、許可取得時期がさらに遅延することになった。また、試験研究炉として初となるパブコメの実施等もあり、結果として許可取得が令和2年6月3日まで遅延した。

当該遅れについては、令和2年度当初から運転再開時期を令和3年1月から令和3年3月へと変更す

ることで対応可能な見込みであったが、その後、新型コロナウイルスへの対応が必要となり、複数箇所同時並行による工事の実施が「密」を生じることを把握、また、工事開始時期までに状況が改善されないと7月上旬に判断し、4カ月に圧縮した工期を6カ月に戻すことに決定した。

現在は、上記のとおり、非常に厳しいスケジュール感であること、現場の点検作業においても「密」を避ける対応が必要なこと、東京方面からの業者の受入がやや困難であること、現場を管理する職員への新型コロナウイルス対応が保安上最重要であること等の理由により、想定スケジュールの達成は非常に厳しい状況になりつつあるが、引き続き、令和3年3月の運転再開を目指し、早期の運転再開及び国際協力という目標に向け、可能な限りの対応を実施する予定である。

3. 今後の見込みと審査希望

早期の運転再開及び国際協力のため、まずは、工事を伴う設工認の認可を取得し、早期に工事を開始(及び使用前事業者検査)することが重要と考えている。また、工事期間については、新型コロナウイルスの感染状況とその対策により流動的となる可能性も考慮したスケジュール管理を実施していく予定である。

今後の審査希望として、設工認(第4回)の審査については、申請内容が膨大であることから継続して実施頂きたい。さらに、運転再開前には保安規定の変更内容と整合させた事業者防災業務計画を策定(変更)し、十分な訓練を実施することが必要であることから、保安規定に関する審査もなるべく早期に開始し、並行して審査いただきたい。

以上